

## 会報2024年11月号 目次のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。



外部リンク [URL](https://www.nishio-rouki.com) [西尾労働基準協会 \(nishio-rouki.com\)](https://www.nishio-rouki.com)

11月1日(金) 掲載

### 「お知らせ」

- ◇ 【活用ください】 事例：新しい化学物質管理 洗浄・清掃編ができました。  
特に第三次産業の皆様向けを意識して作りましたが、  
家庭でも一緒ですので安全のため家族に正しくお伝えください。
- ◇ 【参加案内】 育児支援&リスキング推進セミナー（無料）  
12月18日(水) 安城市アンフォーレ
- ◇ 【再掲載】 第一種衛生管理者 他17免許試験  
受験申請がオンラインで可能に 令和6年4月開始

### 「会報」

- ◇ 監督署の窓 11月は労働災害保険強化月間 加入していますか？労働保険
- ◇ 【指導課より】 年次有給休暇の活用
- ◇ 【指導課より】 改正育児・介護休業法及び 次世代育成支援対策推進法 説明会
- ◇ 労務管理 11,12,1月講習会開催予定（11月HP掲載用）
- ◇ 災害統計 ◆年間 愛知県と西尾市 ◆9月単月西尾市

### 「講習・セミナー」

詳しくは西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

#### 再 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー 申込書

労働法の基礎を学ぶ内容で定期的に情勢を確認頂く場として毎年実施しています。  
経営者、人事責任者向けで県下10会場で開催中です。\*会員、非会員問わず募集  
定員は70名 提出納期11月27日(水)

1. 日時：2024年12月3日(火) 受付13:00 開演13:30 終了16:30
2. 場所：西尾駅前コンベンションホール 2階ホール

西尾労働基準協会 行

2024年 月 日

FAX(0563)56-0244

12月3日労働法セミナーに出席します \*参加希望の事業所のみ西尾協会までFAXください

事業所

役職・氏名

## 加入していますか？ 労働保険

11月には「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は労働保険に加入する必要があります。

### 労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続きを行わなければなりません。(農林水産の一部の事業は除きます。)

### 労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に災害にあった場合、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

### 雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業等給付を支給したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

### 成立手続きを怠った場合は

事業主が**故意**または**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。(労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度)

① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)

② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1) 労働保険の加入手続きについて労働局職員等から加入勧奨・指導を受けていた場合

↓

事業主が**故意**に手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を事業主から徴収

(2) (1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合

↓

事業主が**重大な過失**により手続きを行わなかったものと認定し、労災保険給付額の 40%を事業主から徴収

<費用徴収の実施例>

A 社では、いままで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払いが負担になることから、労災保険の成立手続きを行っていませんでした。

ところが、先般、従業員 B(賃金日額 1 万円)が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われました。

A 社について、労災保険の成立手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となった時から 1 年を経過してなお手続きを行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わなかったものと認定され、保険給付額の 40%の金額が徴収されることとなります。

この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000 円(労働者の賃金日額)×1,000 日分)×40% = 4,000,000 円

事業主は、正社員、アルバイト、パートなどの労働者を一人でも雇ったら労働保険の加入義務があります。

労働保険の加入手続きには、①事業主が労働基準監督署に直接行う方法と②労働保険事務組合に委託して代わりに行ってもらう方法があります。

労働保険は、労働災害等から大切な労働者・家族を守るだけでなく、会社(事業主)を守る保険でもあります。

労働者を一人でも雇ったら、①労働基準監督署または②労働保険事務組合で加入手続きを行ってください。

ひとりでも  
働く職場に  
労働保険



— 守る責任。加入する義務。 —

# 労働保険

労災保険

+

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の  
あたりまえ川柳  
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶

<https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト



または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会





# 事業主の皆さまへ

## 労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。  
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、**労働基準監督署**、ハローワークへご相談ください。



**!** 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

### 労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業**は強制適用事業であり、**成立手続を行う義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。  
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



#### ●労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

#### ●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

### 成立手続を怠っていると？

#### 1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

#### 2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

#### 3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



### 電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら ▶

労働保険 電子申請



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら ▶

労働保険 口座振替納付







香嵐溪



名古屋城



伊良湖岬灯台



のんほいパーク

# 年次有給休暇を 活用して愛知県の 魅力に触れよう!



11.27  
あいち県民の日

11月27日は  
『あいち県民の日』です!

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、  
地域の活動に参加したり、  
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



モリコロパークとリニモ



サンテバルクたはら



岩屋堂公園



豊川稲荷 豊狐塚



厚生労働省 | 愛知労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ 愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 ☎052-857-0312





みんなで休みを合わせて!

# あいちウィークに 愛知県の魅力に触れよう!



愛知働き方改革推進支援センター  
公式キャラクター  
アイチロちゃん

地域のイベントや自治体活動に  
あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい愛知県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を  
活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

## 1) 年次有給休暇の 「計画的付与制度」導入のメリット

- 事業主** 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員** ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

## 2) 導入例

あいちウィークが行われる  
11月21日(木)~27日(水)に  
合わせて導入しませんか?



土日、祝日に□□点囲みのように計画的付与の年次有給休暇を  
組み合わせて連続休暇にすることができます。

2024年11月							あいちウィーク	
日	月	火	水	木	金	土		
					1	2		
文化の日	振替休日							
3	4	5	6	7	8	9		
10	11	12	13	14	15	16		
17	18	19	20	21	22	23	勤労感謝の日	
24	25	26	27	28	29	30	あいち県民の日	

## 3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

## 4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

計画的付与制度の導入や規程整備については、愛知働き方改革推進支援センター(愛知労働局委託事業)で無料相談ができます。事業場に訪問しての相談も受け付けております。

ご連絡先

電話 | 0120-006-802

メール | aichi@task-work.com

# 改正育児・介護休業法及び 次世代育成支援対策推進法 オンライン説明会のご案内



## 開催日時

- ①12月16日(月)
- ②12月17日(火)
- ③12月18日(水)

いずれも14:00～16:00

Zoom開催  
参加費無料  
事前申し込み制  
(各回定員280名)

お申込み方法は裏面をご覧ください。



愛知働き方改革推進支援センター  
公式キャラクター  
アイチロちゃん

## 〈第1部〉

改正法の内容について

## 〈第2部〉

改正法施行までの対応ポイントについて

## 〈第3部〉

雇用環境・均等部からのお知らせ

お問い合わせ

愛知労働局雇用環境・均等部指導課 052-857-0312





お申込みはこちら



## 開催日時

① 12月16日(月) 14:00~16:00

② 12月17日(火) 14:00~16:00

③ 12月18日(水) 14:00~16:00

※①②③は同一の説明内容です。

〈申込締切〉

**12月4日(水) 17:00**

※定員(各回280名)に達し次第締切ります。

①



②



③



愛知労働局HP「改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法特集ページ」からもお申込みいただけます。



## お申込みに当たっての留意事項



- お申込みは、すべての回を通じ1企業(法人)1回に限ります。
- 定員に限りがありますので、各企業1回線のみでご視聴ください。
- 受付完了後申込完了メールを送付します。迷惑メール設定対策等をされている場合は、ドメイン「@mhlw.go.jp」から送信されるメールを受信許可にしてください。なお、ZoomのURLや当日の留意点等はそちらに記載されておりますので、必ずご確認をお願いいたします。
- オンライン説明会への参加にはインターネット環境が必要となります。また、視聴にかかる通信費等は視聴する方の負担となります。
- 視聴に使用する端末、回線について、セキュリティ対策が講じられたものをご使用いただきますようお願いいたします。
- Zoomの使い方やインターネット回線への接続方法など技術的な質問に回答することはできかねますので、ご了承ください。



## 当日準備資料



説明会に使用する資料につきましては、説明会開催の日までに愛知労働局ホームページに掲載します。事前にダウンロードしてお手元にご用意ください。

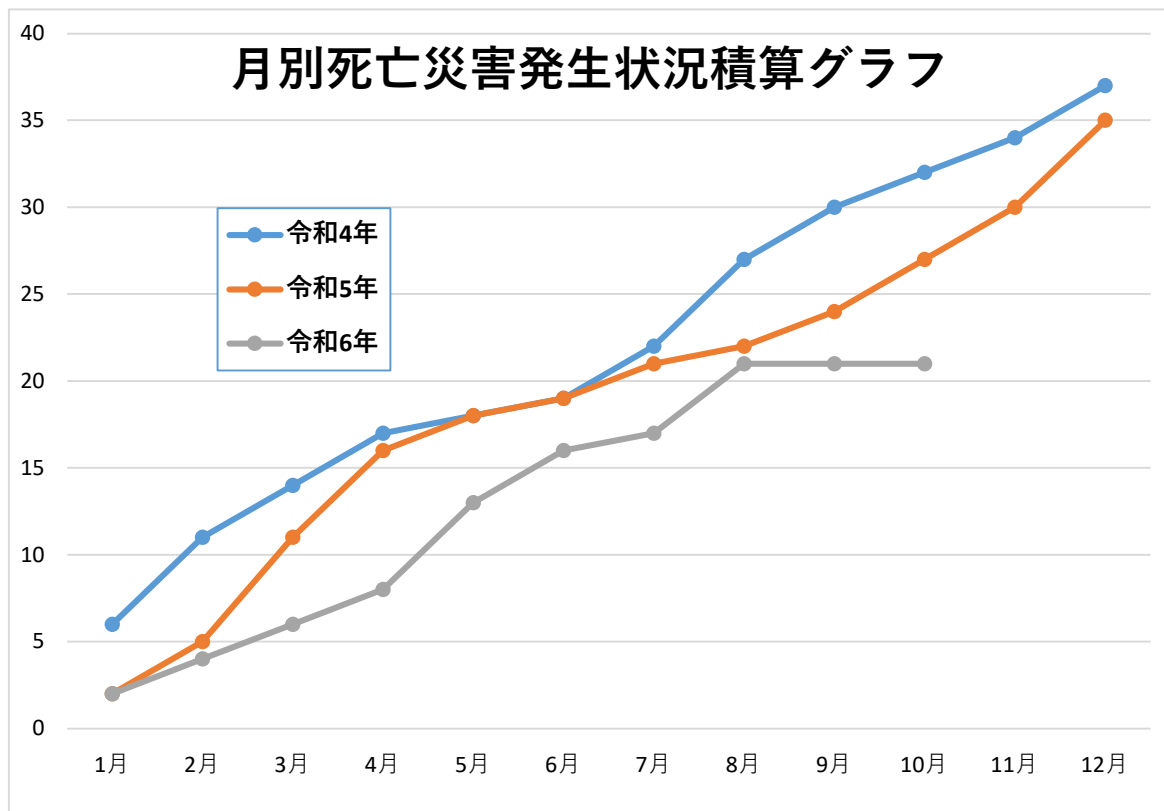
令和6年度 愛知県下各協会合同開催事業 開催予定表 (当協会も主催機関です)

種別	講習会名	QRコード	11月	12月	1月	会費(単位:円)		会場
						会員	非会員	
総合 労働 講座 法令	1. 労働実務基礎講習(半日)		20	10	9	無料		名北労働基準協会 他
	2. 労働実務総合研修(1日)			11		10,000	13,330	名北労働基準協会
	3. 労働実務専門講座(4日間)				15	全日 36,700	全日 44,500	名北労働基準協会
	4. 建設業雇用管理者研修(1日)		19	9		無料		名北労働基準協会 他
労働 問題 セミナー	1. 労働問題総合対策セミナー			17		無料		岡谷鋼機名古屋公会堂
	2. 労働トラブル防止総合講座			6		6,900	9,130	名北労働基準協会
社員 教育	1. 管理能力向上研修	 1~3  4~6				6,000	7,000	名北労働基準協会
	2. メンタルヘルス管理者研修		26			6,000	7,000	名北労働基準協会
	3. 人事考課者研修				16	6,000	7,000	名北労働基準協会
	4. ハラスメント防止研修		5		30	6,000	7,000	名北労働基準協会
	5. ハラスメント相談担当者研修			10		6,000	7,000	名北労働基準協会
	6. 採用担当者研修			5		6,000	7,000	名北労働基準協会

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和6年10月7日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期(速報値)	令和5年確定値
製造業	製造業	5 (1)	6	8
	食料品製造業			
	化学工業			
	鉄鋼・非鉄金属		3	3
	金属製品	1		
	一般・電気・輸送用	2 (1)		
その他	2	3	5	
建設業	建設業	6 (1)	3 (1)	6 (1)
	土木工事業			
	建築工事業	4	3 (1)	6 (1)
その他	2 (1)			
陸上貨物運送事業		1	5 (1)	10 (3)
商業	商業	6 (5)	3 (1)	4 (2)
	卸売業		2	2
	小売業	5 (4)	1 (1)	2 (2)
その他	1 (1)			
清掃・と畜業		1	3	4
上記以外の事業		2 (1)	2 (1)	3 (1)
合計		21 (8)	22 (4)	35 (7)





岡崎労働基準監督署西尾支署管内労働災害発生状況

(令和6年9月末現在)

業種	6年9月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	業種	6年9月 受付件数	6年 発生件数	5年 同期	
<b>小計</b>	11	50	36	土石採取業				
製 造 業	食料品製造業	2	8	9	建設業	2	10	8
	繊維工業・繊維製品製造業	1	4	1	道路旅客運送業			1
	木材木製品・木製家具製造業				道路貨物運送業		6	9
	紙加工品製造業・印刷製本業				陸上貨物取扱業			2
	化学工業	2	7	3	商業	3	15	23
	窯業・土石製品製造業	1	3	1	金融・広告業			
	鉄鋼業・非鉄金属製造業	3	7	7	保健衛生業	1	11	13
	金属製品、金属家具製造業		6	2	接客娯楽業		6	7
	一般機械器具製造業		3	4	清掃業	1	4	2
	電気機械器具製造業				ビルメンテナンス業			
	輸送用機械器具製造業	2	10	9	その他の事業		11	9
	その他の製造業		2		<b>合計</b>	18	113	110

( )内は死亡者数を外数で表す。

# 令和6年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和6年9月末現在

業 種		年 別		増 減			
		令和6年	令和5年	増減数	増減率		
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率
製 造 業		50		36		+14	+38.9%
	食 料 品 製 造 業	8		9		-1	-11.1%
	織 維 工 業	4				+4	-
	鉄 鋼 業	5		5		0	0.0%
	金 属 製 品	5		2		+3	+150.0%
	一 般 機 械 器 具	3		4		-1	-25.0%
	輸 送 機 械 製 造	10		9		+1	+11.1%
	上 記 以 外 の 製 造 業	15		7		+8	+114.3%
建 設 業		10		8		+2	+25.0%
	土 木 工 事 業	5				+5	-
	建 築 工 事 業	4		5		-1	-20.0%
	そ の 他 の 建 設 業	1		3		-2	-66.7%
陸 上 貨 物 運 送 事 業		6		11		-5	-45.5%
小 売 業		14		19		-5	-26.3%
	新 聞 販 売	1		3		-2	-66.7%
	そ の 他 の 小 売 業	13		16		-3	-18.8%
通 信 業		3				+3	-
社 会 福 祉 施 設		7		11		-4	-36.4%
飲 食 店		3		5		-2	-40.0%
清 掃 ・ と 畜 業		4		2		+2	+100.0%
上 記 以 外 の 事 業		16		18		-2	-11.1%
合 計		113	0	110	0	+3	+2.7%

死亡者数は内数